

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和7年11月11日

会議の名称	庁議
開催日時	令和7年11月11日（火）9時30分～10時20分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 外立健一 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 石塚匠 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 清水裕子 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松井俊之 上下水道部長 青木裕一 会計管理者 川幡和広 議会事務局長 山崎仁 選挙管理委員会事務局長 篠崎勉 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松井俊之 2 市長公室長 松井俊之 3 上下水道部長 青木裕一 4 総合行政部長 外立健一 5 総務部長 豊島俊二 6 総務部長 豊島俊二 7 総務部長 豊島俊二 8 市民生活部長 石塚匠 9 市民生活部長 石塚匠 10 子ども・健康部長 清水裕子 11 子ども・健康部長 清水裕子 12 子ども・健康部長 清水裕子 13 選挙管理委員会事務局長 篠崎勉 14 教育政策部長 今野美香 15 教育政策部長 今野美香

	<p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合行政部長 外立健一 2 総合行政部長 外立健一 3 都市整備部長 滝田和浩
議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画将来構想）の策定について 2 公の施設の管理方針<第14次改訂版>について 3 令和7年度志木市下水道事業会計補正予算(第1号)について 4 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について 5 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて 6 令和7年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について 7 志木市公共施設安心安全化基金条例の一部を改正する条例について 8 志木市印鑑条例の一部を改正する条例について 9 第三期志木市空き家等対策計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について 10 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び志木市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 11 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 12 「志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」に係る意見公募手続きの実施について 13 志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について 14 財産の処分について（志木市立小・中学校GIGAスクール用端末）

	<p>15 秋ヶ瀬スポーツセンター新築工事請負契約の締結について</p> <p>【報告】</p> <p>1 令和7年志木市議会12月定例会提出議案等について</p> <p>2 志木市職員のさらなる働き方改革推進事業の実施について</p> <p>3 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について</p>
結 果	<p>【付議】</p> <p>1～15 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1～3 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
<p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【付議】</p> <p>1 第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）将来構想の策定について</p> <p>○概要説明：市長公室長</p> <p>志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）将来構想が、令和7年度を最終年度として計画期間を終了する。引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図るため、新たに第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）将来構想を策定するため、令和7年12月定例会に上程しようとするものである。</p> <p>（1）計画名</p> <p>第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）将来構想</p> <p>（2）計画期間</p> <p>令和8年度から令和17年度まで（10か年）</p> <p>（3）計画の概要</p> <p>まちの将来像「よりそう想い 広がる絆 いいね！がいっぱい 志木のまち」を実現するため、5つのコンセプトと5つの施策の柱を掲げ、今後10年間のまちづくりの基本的な方向を示す計画</p>	

(4) 上程議案参考資料

市議会への上程にあたっては、第二次志木市将来ビジョン前期実現計画（案）及び第三期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）を参考資料として提出する。

2 公の施設の管理方針<第14次改訂版>について

○概要説明：市長公室長

本改訂では、「公の施設の管理方針<第13次改訂版>」において指定期間5年間の随意指定とする方針としていた志木市民体育館及び当該施設と一体的に管理している施設の指定期間を1年間に変更するものである。

また、令和9年度にリニューアルする秋ヶ瀬スポーツセンターを含む秋ヶ瀬運動場施設について、公募による選定を行う方針とする。

3 令和7年度志木市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○概要説明：上下水道部長

公共工事の発注や施工時期の平準化を図るため、令和8年度実施予定の污水管渠事業の舗装本復旧工事等について債務負担行為を設定するもの。

（第6条予算の追加）

期間 令和7年度から令和8年度まで

限度額 5,000千円（補正額）

内訳 污水管渠整備費 工事請負費

4,000千円

污水管渠費 修繕費

1,000千円

4 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総合行政部長

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化により、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」が新たに実装される。

これに伴い、データ要件・連携要件の標準への適合にあたり、番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携が必要となることから、

志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正しようとするものである。

また、条例で定めていた一部の個人番号利用事務が準法定事務になり、条例で定めることが不要となるなどの整理を行うもの。

【改正内容】

- 独自利用事務として、「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」及び特定個人情報に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報」を追加する。
- また、法定事務及び準法定事務の処理において、住登外者宛名番号管理機能との情報連携を可能とすることを規定する。
- 準法定事務として定められた「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」の事務を削除する。
- 今回の改正にあわせて、条例のつくりを全体的に整理。(例：現在の、「独自利用事務」と「事務に利用できる特定個人情報」について列記している別表第1をそれぞれ別表第1と別表第2に分ける等)

5 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

○概要説明：総務部長

過日、次のとおり専決処分を行ったことから、地方自治法第179条第3項の規定により、直近の令和7年12月定例会において、専決処分の承認を求めるもの。

○令和7年度一般会計補正予算（第5号）

※ 繰越明許費の設定含む

専決処分日：令和7年10月22日

提案理由：緊急に同報系防災行政無線改修工事に係る経費を支出する必要があるため。

6 令和7年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について

○概要説明：総務部長

既定の予算に追加その他の変更を加える必要があるため次の補正予算を調製するもの。

・令和7年度一般会計補正予算（第6号）

※ 継続費、地方債の補正含む

- ・令和7年度一般会計補正予算（第7号）
 - ※ 繰越明許費の設定、債務負担行為の補正含む
- ・令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - ※ 債務負担行為の補正のみ
- ・令和7年度介護保険特別会計補正予算（第2号）

【補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第6号）	32,965,358	△153,300	→ 32,812,058
一般会計（第7号）	32,812,058	36,334	→ 32,848,392
国保特別会計（第2号）	6,696,937	0	→ 6,696,937
※債務負担行為の補正のみ			
介護特別会計（第2号）	6,236,752	858	→ 6,237,610

7 志木市公共施設安心安全化基金条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総務部長

公共施設の整備等に係る財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設安心安全化基金の処分対象の追加をするものである

【改正内容】

志木市公共施設安心安全化基金条例第1条中「推進」の次に「並びにこれに係る財政負担の軽減及び平準化」を加える。

【施行日】

令和8年4月1日

8 志木市印鑑条例の一部を改正する条例について

○概要説明：市民生活部長

全国の印鑑登録や住民記録等のシステムを標準化する目的で、令和3年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が定められ、本市の印鑑登録システムについても、令和8年1月19日に自治体標準準拠システムに移行することから、必要な改正を行う。また、自治体標準準拠システムの仕様書において、印鑑登録原票について取扱い方法が整理されたことから、併せて印鑑登録原票の取扱いを変更する。

【改正内容】

(1) 非漢字圏の外国人住民で、住民票の備考欄に氏名の片仮名表記等をし

ている場合、備考の表記がなくなるため引用の文言を削除する。

(第3条第3項、第7条第1項第7号及び第15条第1項第5号)

(2)印鑑登録原票は、磁気ディスクに印影以外を登録するとした規定を見直し、印影を含め磁気ディスクをもって印鑑登録原票を調製する。(第6条第2項)

(3) ほか軽易な文言の整理を行う。

【施行日】

令和8年1月19日予定

9 第三期志木市空き家等対策計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について

○概要説明：市民生活部長

適正に管理がされていない空き家等への対策として、これまでも「空き家等の適正管理」、「空き家等の利活用」、「空き家等の予防」を基本方針とし、令和3年度から令和7年度までを計画期間とした「第二期志木市空き家等対策計画」を推進してきたが、同計画が令和7年度末で満了することから、令和5年12月に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、新たに令和8年度から令和12年度までを計画期間とした「第三期志木市空き家等対策計画」を策定する。

については、本計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため志木市意見公募手続条例に基づき、本計画の素案について意見公募手続きを実施するものである。

【募集期間】

令和7年12月3日（水）から令和8年1月5日（月）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

市ホームページ、環境推進課、志木市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

環境推進課へ直接提出、郵便、FAX、メール、市ホームページや市公式LINE上に設けた専用フォームから投稿

10 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び志木市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令 61 号）」の改正に伴い、連携施設に関する経過措置の期間の延長等並びに虐待の通報義務等を追加したいので、子ども・子育て支援法第 4 6 条第 2 項及び児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により、この案を提出するもの。

【改正内容】

小規模保育事業や家庭的保育事業等についての連携施設の確保に関する規定及び経過措置を改正。

- (1) 保育内容の支援に係る連携施設…事業者との連携が困難な場合、連携先として小規模保育事業者を追加。
- (2) 代替保育に係る連携施設…事業者との連携が困難な場合、連携施設の確保に関する規定を適用しないことができることとする。
- (3) 卒園後の受け入れに係る連携施設の確保に関する経過措置期間…15 年（令和 12 年 3 月末まで）に延長。
- (4) 職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定に保育所等の対象施設を追加。

【施行日】

公布の日

11 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」及び「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）」の改正に伴い、虐待の通報義務等を追加したいので、児童福祉法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項及び同法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により、この案を提出するもの。

【改正内容】

職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定に学童保育クラブ等の対象施設が追加されたため、改正するもの。

○現行

小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援、一時保護施設、児童相談所

○改正後（追加された施設）

児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業、母子生活支援施設、保育所、児童館及び認可外保育施設

【施行日】

公布の日

12 「志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」に係る意見公募手続の実施について

○概要説明：子ども・健康部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、国や埼玉県の新規インフルエンザ等対策行動計画の改定に基づき、志木市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するものである。ついては、本計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため志木市意見公募手続条例に基づき、本計画の素案について意見公募手続を実施する。

【意見募集期間】

令和7年12月3日（水）から令和8年1月5日（月）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

市ホームページ、健康増進センター、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

健康増進センターへ直接提出、または郵便、FAX、メール、市ホームページや市公式LINE上に設けた専用フォームから投稿

13 志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：選挙管理委員会事務局長

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としている。今回の改正も、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用ビラや選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものである。

【改正内容】

選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価「405円98銭」を「586円88銭」に改めとともに、「237,187円」を「316,250円」に改める。

【施行日】

公布の日

14 財産の処分について（志木市立小・中学校GIGAスクール用端末）

○概要説明：教育政策部長

志木市立小・中学校GIGAスクール用端末を売却したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議案として提出するものである。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 財産の種類 | 物品 |
| (2) 財産の内容 | 志木市立小・中学校GIGAスクール用端末 |
| (3) 処分金額 | 金33,110,000円 |
| (4) 契約の相手方 | 愛知県大府市柵山町3丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社 |

15 秋ヶ瀬スポーツセンター新築工事請負契約の締結について

○概要説明：教育政策部長

秋ヶ瀬スポーツセンター新築工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この

案を提出するものである。

- (1) 工事名 秋ヶ瀬スポーツセンター新築工事
- (2) 工事場所 志木市上宗岡4丁目25番46号
- (3) 履行期限 令和9年6月25日まで
- (4) 請負金額 金824,098,000円
- (5) 受注者 埼玉県志木市本町6丁目23番1号
高野建設株式会社

【報告】

1 令和7年志木市議会12月定例会提出議案等について

○概要説明：総合行政部長

議案 17件

専決処分の承認 1件

第二次志木市将来ビジョンの策定 1件

補正予算 5件

条例 8件

工事請負契約の締結 1件

財産の処分 1件

報告 1件

2 志木市職員のさらなる働き方改革推進事業の実施について

○概要説明：総合行政部長

働きたくなる志木市役所に向けたさらなる取組として、令和7年8月に実施した職員アンケートを踏まえ、以下の取組を実施するものである。

【取組内容】

- (1) 金曜日一斉消灯デー
- (2) 休職者カバー評価制度
- (3) 時差出勤制度の柔軟性拡大
- (4) 効率的で働きやすい服装

【実施時期】

令和8年4月1日から

3 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について

○概要説明：都市整備部長

自動車事故に係る損害賠償事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

（1）事件名 自動車事故に係る損害賠償請求事件

（2）事故発生日時 令和7年10月8日 午前10時頃

（3）事故発生場所 朝霞市宮戸3丁目17番地先

 デイパーク朝霞宮戸第2駐車場

（4）損害賠償額 金44,000円（修繕費）

 （うち保険補填額 金44,000円 責任割合100パーセント）

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。